

### 第3回半田市墓地管理計画策定委員会 会議録

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 令和2年10月28日(水) 午前9時30分～11時30分                                     |
| 場 所  | 半田市役所 会議室 305  |
| 出席委員 | 竹内 康博    田中 淳子    横山 良樹<br>角谷 重則    山本 守廣    藏谷 善次郎              |
| 欠席委員 | 西川 覚山    澤田 康夫   |
| 事務局  | 市民経済部長 滝本 均    環境課長    大嶽 浩幸<br>環境課主査    森下 直孝    環境課技師    高橋 康志 |
| 傍聴者  | なし   |

| 会 議 の 要 旨                       |   |
|---------------------------------|---|
| 発言者等                            | 内 容   |
| <b>【議題】</b> 半田市墓地管理計画（修正素案）について |   |
| 事務局                             | <p>本日の予定としては、当初お示しした「半田市墓地管理計画（素案）」を、これまでの2回の策定委員会でいただいたご意見などをもとに修正した「半田市墓地管理計画（修正素案）」について議論いただき、12月2日から実施予定のパブリックコメントのための計画案として確定させたい。</p>   |
| 竹内委員長                           | <p>今回の委員会では、事務局から提示していただいた修正案を前提として、修正の意見があれば修正し、12月のパブリックコメント用の計画案を確定するところまで進めたい。</p> <p>前回の会議の中で意見のあった、年度ごとにどれだけの収入があり、どれだけの費用がかかっているかについて、事務局で資料を作成していただいたので、説明をお願いしたい。</p>  |
| 事務局                             | <p>資料①は、「毎年どれだけの収入があつて、どれだけの費用がかかっているかが分からないと、管理料の徴収について議論が難しいという」ご指摘に基づき、作成した。</p> <p>歳入は、現在使用者の募集を行っている北部墓地、乙川一色墓地、北谷墓地、黒石墓地の4墓地において、墓地の新規使用申込みの際に収めていただく「永代使用料」のみ。黒石墓地については、昨年度まで、使用料収入は、墓地を拡張整備した際に金融機関から借り入れた地方債の返還に充てており、特別会計で処理していたので、カッコ書きで記載している。使用申込者の減少に伴い、収入も減少傾向となっている。</p> <p>歳出は、維持管理に係る費用が、過去5年間で2,300万円から2,600万円程度で推移しているが、令和2年度は、空き区画の雑草対策として防草シートを施工することとしたため、あくまでも予算ベースだが金額が増加している。</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>施設の整備に係る投資的コストについては、各年度でばらつきがある。ここ3年間は、管理料を徴収するためには、墓地使用者に納得していただけるような整備を行っておく必要があるということで、水汲み場の整備や多目的トイレの設置、大規模な樹木の伐採など、多くの予算を投入している。</p> <p>以上が、資料①「墓地管理及び整備に係る歳入及び歳出実績」についての説明となるが、併せてもう一枚の「管理料の徴収について」について、ご説明させていただく。</p> <p>先回の会議における議論の中で、毎年の収支に関する指摘があり、事務局から「単年度の収支では説明がしづらい」という返答をした。また、委員の皆様から「管理料の目的をしっかりと示すことが必要」という指摘をいただいた。</p> <p>これらのことを踏まえ、「管理料の徴収について」ということで、現在の、市としての管理料に対する考え方をまとめたので、説明させていただきます。</p> <p>(第3回半田市墓地管理計画策定委員会資料について説明)</p> |
| 竹内委員長 | 説明していただいた資料について、質問等あるか。  |
| 角谷委員  | <p>現在、墓地の使用申込みをすると50年分の維持管理費用を加味した使用料を支払うことになるが、(現在の金額への改定)以前から借りている人からは徴収していないのか。もらっているが、期間が過ぎているということなのか。</p> <p>また、「継続的なコンタクト」という説明があったが、「継続的」とはどのようなイメージなのか。毎年という考え方か。</p>   |
| 事務局   | 古くから使われている方からは管理料は徴収していない。あくまでも、その区画の「土地の使用料」という形でいただいている。   |
| 角谷委員  | <p>使用料と管理料は何が違うのか。</p> <p>自分の使用している区画も、いつから使用しているかは定かではないが、場所を確保するための使用料という形でお金を納めているはず。その使用期間が過ぎているということなのか。</p>  |
| 事務局   | <p>墓地は、市ができる前の各町が管理していた頃からすでに使用されていたもので、その時の使用料がどういったものだったかというところまでは調べられない。もし、当時の管理料に相当するものが含まれていたとしても、年数的に、現在の分まで見込んでいたとは考えられない。</p> <p>現在徴収している使用料についても、「永代」というのを50年として、50年間分の管理料相当額を加味して計算しているので、過去においても、「50年」を一区切りと考えても良いのではないかと。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 竹内委員長 | <p>使用料と管理料は全く別である。使用料は、「墓地使用権」という土地を使用するための権利を買うためのもので、「墓地使用権」は民法の規定により、代々引き継がれていく。</p>   |
| 角谷委員  | <p>使用料とは、その土地を使用する権利を得るためのものであって、管理料とは、個人の区画の管理費用ではなく、(墓地の)環境を管理してくれる費用という考え方か。</p>   |
| 事務局   | <p>そのとおり。個人の使用している区画は、個人で管理していただいて、共用部分については、土地を提供している者として、市が管理していく。(管理料は)そのための費用である。</p>   |
| 竹内委員長 | <p>お墓は江戸時代からあるもので、元々管理料という考え方はなかった。東京都が都営霊園で管理料を取り始めたのが最初で、それが全国に広がってきているものである。</p>   |
| 角谷委員  | <p>現在は、永代使用料として30万円、36万円を徴収されるが、その中には使用料と管理料が含まれているということか。</p>  |
| 事務局   | <p>現在徴収している30万円、36万円には、計算上、管理にかかる費用として、50年間分の費用が加味されている。しかし、徴収する際には(あくまでも土地を永代に渡って使用する権利を購入するという意味の)「永代使用料」としていただいている。</p>            |
| 角谷委員  | <p>資料には「区画の使用料として30万円、36万円」と記載されており、管理料とは謳っていない。ということは、これとは別に管理料を徴収するということか。</p>  |
| 事務局   | <p>30万円、36万円をいただいている方については、管理料相当額を加味した金額をいただいているので、別途管理料は徴収しない、あるいは、金額に差をつけて徴収することも検討が必要である。</p>                                      |
| 竹内委員長 | <p>使用開始した時期により、(50年のうち)残りの年数が異なるので、そこを分けて徴収することは非常に大変で費用がかかるのではないかと。そういったことも含めて、管理料徴収をどうするのかを検討した方が良いでしょう。</p>                        |
| 角谷委員  | <p>「永代使用料とは土地を使用するためのお金で、管理料というのは、また別の費用ですよ。今までは管理料というのは徴収してはなかったが、今後は墓地を整備するために、これからのことも考えて管理料をいただきますよ」という説明があれば、皆さん納得するのではないかと。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 竹内委員長  | <p>徴収率と徴収のためのコストという視点も大切である。</p> <p>毎年徴収するのが理想ではあるが、費用もかかる。例えば5年に1回というような方法をとるにしても、それはそれで費用がかかる。</p>   |
| 角谷委員   | <p>「継続的なコンタクト」ということなので、5年や10年ではなく、毎年徴収ということを考えているのか。</p>   |
| 事務局    | <p>それが理想だと考えている。</p>   |
| 竹内委員長  | <p>毎年だとコストが大変。口座引落としができれば良いが。</p>  |
| 事務局    | <p>口座引落をしてもらえるよう、使用者にお願いしていく。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>資料①の歳入について、確かに減少傾向にはあるが、市営墓地には、現在約1,500の空き区画がある。うまくPRして、空き区画の使用申込みを増やし、毎年の収入を確保することで、管理費用に充てられるのではないか。</p> <p>また、使用区画で墓石が建っていないところは、市に返還させて、どこかに集めることもできるのではないか。</p>  |
| 横山委員   | <p>維持管理の基本方針で無縁化を防止するということが強調されているが、どうなったら無縁と判断するのか。その基準はどこにあるのか。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>本来「無縁」というのは、誰も後継ぎがない状態のことをいうのであろうが、市の条例で、「管理料の未納〇年経過したら改葬できる」などの規定を置き、それを「無縁」という言葉で定義するという考え方になるのではないか。</p>   |
| 田中副委員長 | <p>行政規制とは別に、使用者は区画を、土地の所有者から賃貸借契約類似の関係で使用している状態のため、骨壺を入れたり、墓碑を建てたりしている時点で、占有権が発生している。占有しているという状態が続く限り、行政規制とは別に、法律関係は継続中のため、民法上は無縁にならない。そのため、行政手続きを踏んだからといって、即撤去するということはできない。行政手続きで「管理料払わない→改葬手続きした」ということは完結しているが、別途、土地の所有者と、占有権限の賃貸借契約類似の用益権が発生しているため、占有している状態が継続している限り、占有権者以外が強制的に出て行かせることはできない。土地の所有者である市が、別途、賃貸借契約を解除するという手続きを踏まないで明け渡し請求はできない。</p> <p>行政手続きと民法上の手続きは分けて考える必要がある。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 横山委員   | <p>そういったことを詰めて、無縁の定義しておかないと、どの段階で（無縁区画の）整備ができるのかというところがはっきりしない。</p>   |
| 田中副委員長 | <p>この墓地管理計画というのは、条例を作るというところまではいかず、大枠として、半田市の墓地行政がこういう方向で進んで行くという道筋、方向性を示すものということなので、そののところまで一緒に議論するのは難しいのではないか。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>実際に墓地の撤去となると、非常に大変である。他の自治体においても、担当者は躊躇する。（墓石の撤去に関しては）まだ判例も確立されていない。</p> <p>ただ、公営墓地は民営墓地とは性質が違う。公営墓地においては、区画の使用に関して、個人の私権は採用されない。だから、行政は「使用許可を与える」「取り消す」という手続きを行う。取消に関する規定を作り、それに違反した場合は許可を取り消す。取り消した段階で、権利がない人が勝手に使用しているから、今度はそれを撤去するにはどうしたらよいかということになり、そこからは墓地、埋葬に関する法律の話になってくる。</p> <p>実際の運用や、条例を作るために細かい数字を作らなければならないなど大変なところはあるが、今回は、方向性を打ち出すための計画ということである。</p> |
| 田中副委員長 | <p>墓地使用者が管理料を滞納し、債務を負ったまま亡くなり、次の祭祀承継者がその債務を負いたくないといった場合でも、市としてその人に請求をしていくのか。</p>  |
| 事務局    | <p>相続すれば、その債務についても請求することになると考える。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>祭祀承継に関して言えば、承継者が決まった場合、他に兄弟がいれば、その兄弟に同意書をもっておかないと、市が巻き込まれる可能性がある。</p> <p>東京都の場合は、滞納の5年分は祭祀承継者に請求するという運用だったと思うが、請求したら「承継しないので、お墓は勝手に撤去してください」と言われた事例もあり、その場合の費用は行政の負担となる。</p>   |
| 横山委員   | <p>墓地を承継しなくなった場合、それまで使用権を持っていた人が更地にして返すという契約になっているのではなく、承継しなくなった段階で、行政が撤去費用を負担しなくては行けなくなるのか。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>解釈上難しいところではあるが、民法上の規定では、「あなたが祭祀承継者だ」と言われたら、拒否はできない。しかし、その先どうするかは自由なので、おそらく撤去費用の負担を拒否することになると考</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | えられる。   |
| 田中副委員長 | <p>祭祀の承継は、相続とは無関係。祭祀財産は相続の対象財産ではなく、祭祀承継者が引き継ぐことになるので、相続人ではなく、祭祀を司る人を特定して、その人に請求しないといけない。</p> <p>長男が引き継ぐという慣習があるのであれば、とりあえず長男に話をするようになるが、長男に「自分は承継しない。兄弟が引き継ぐ。」と言われれば、「家族の中で話してください。」とは言えず、契約当事者である行政が、直接その兄弟に話をしないといけない。</p>  |
| 事務局    | <p>行政財産である市営墓地の管理をしていくにあたって、祭祀承継者がいなくなってしまう場合に、そのお墓をどう管理していくかということが問題としてあった。その対応策を考える中で、(使用者と継続して)コンタクトをとる方法の一つとして管理料というものが出てきたが、問題は、祭祀承継者のいない区画をどう適正に管理していくかということである。</p> <p>また、市としては、人口増加に合わせて北部墓地や黒石墓地などの拡張を行ってきたが、今後、新たな墓地を整備するためのまとまった土地を確保することは困難である。そのため、使用者から返還された区画を整備して、希望者に提供しており、今後も提供していきたいが、返還するという意思表示がないとそれができない。</p> |
| 竹内委員長  | <p>墓石と遺骨の所有権は、土地の使用権とは別の権利なので、市が区画の使用許可を取り消したとしても、勝手に移転ができるかと言え、非常に難しい。東京都が関東財務局に墓石はどうしたらよいかと相談したら、相続人不存在の財産として処理するようと言われたとのことである。</p>  |
| 事務局    | <p>1件ずつ確認訴訟しないといけないのか。</p>  |
| 竹内委員長  | <p>公営墓地は住民(公)のもので、一般的な私権とは異なり、あくまでも許可の下での使用であるから、許可を取り消された以上は撤去してもらおう。その撤去を行政が代わりにやるのであれば、その費用は使用者に請求するという考え方で良いのではないか。</p>   |
| 田中副委員長 | <p>祭祀の承継は無理やりさせられるものではない。祭祀の承継者にならなければ、祭祀に関する財産や債務は一切引き継がなくてもよいことになっている。</p>  |
| 事務局    | <p>裁判をやるか、祭祀を承継する可能性のある方全員から放棄の意思表示をしてもらうということになるのか。</p>  |
| 田中副委員長 | <p>放棄という手続きはない。祭祀承継者にならないというだけであっ</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>て、放棄をするというものではない。</p> <p>形式論的に「これまで市営墓地をご利用されていたことを踏まえて、市の財産を借りていたということなので、原状回復してお返しただきたい」というような話の仕方をお願いするしかない。</p> <p>墓地は行政財産であり、賃貸借契約ではなく、条例で使用を許可しているという権力的な関係ではあるが、それを全面に出していったとしても、どこかで争いが起きると考える。</p>   |
| 竹内委員長 | <p>永代というのは、祭祀承継者が続く限り、永久に続いていくという意味であるのだが、今は、祭祀承継者が続くかどうか分からない時代になっている。</p> <p>国が（現状に合わせて）法改正してくれれば良いのだが、どうも、それも難しそうである。墓地に関しては、今は市に権限が委譲されているので、市が条例で方向性を示してやっていけば良いのではないか。</p> <p>管理料の話に戻るが、やはり考えないといけないのはコストである。それから、対象から有脇墓地と成岩墓地を除くという考え方であるが、この考え方が通るのかどうか疑問である。</p> |
| 横山委員  | <p>成岩墓地については、本日の資料（「管理料の徴収について」）の中では、有脇墓地と共に徴収の対象から外すとなっているが、修正素案の書き方とはニュアンスが少し違っている。墓地周辺の状況から考えると、成岩墓地は将来的に徴収の対象となり得そうな感じがするが、この表現で良いのか。</p>  |
| 竹内委員長 | <p>6つの墓地について、公平性・平等性から考えると、本来、すべて一緒にしないとイケないのだが、墓地の性格が違うので、「集落墓地」という表現で区別したいということなのだろうが、果たして、成岩墓地を「集落墓地」と言ってしまっても良いのかどうか、疑問はある。</p>  |
| 事務局   | <p>今回の会議資料では、有脇と成岩の2つの墓地を外すという書き方をしたが、計画案ではそのような書き方はせず、「管理料の金額等については、各市営墓地の特性や、今後の整備、維持管理方針などを考慮しながら、検討を行います。」という書き方をしている。これは、あくまでも計画では基本方針を決めるということであって、金額や対象までを確定させるものではないということで、このような書き方をしている。この委員会の中で、（金額や対象者など）細かいところまでを決めるというのは難しいと思う。</p>                           |
| 竹内委員長 | <p>成岩墓地は、周辺が新しい住宅地になっていることを考えると、うまく整備すれば活用できるのではないかと。先ほどの話にもあったが、</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>これからどこかに新しい墓地を作るのは、周りの反対などにより、ほとんど不可能なのではないか。したがって、今ある墓地を有効に活用することが必要だと考える。</p> <p>半田の市営墓地には、現在 18,000 の区画があり、うまく活用すれば、「今後 100 年ぐらいは市営墓地で需要に対応できる」ということを計画に入れてしまっても良いのではないかとも思う。</p>  |
| 事務局   | <p>合葬墓を作ることによって、お墓を引き継ぐ人がいない方たちはそちらに移り、区画を返還していただくことができれば、無縁化対策にもなり、返還区画を再整備して次に使用したい方たちに提供することもできる。</p>   |
| 竹内委員長 | <p>半田市営墓地を使用できるのは、半田市在住者だけか。</p>   |
| 事務局   | <p>半田市に 1 年以上住民票を置いている人だけである。ただし、承継する方については、半田市在住の要件はない。</p>   |
| 藏谷委員  | <p>管理料は、使用料として 30 万円、36 万円を納めている方についても徴収するのか。また、30 万円、36 万円を納めている方以外の使用者もすべて永代使用料を納めているのか。さらに、どういった方を対象としているのか、赤字の補填のためなのか、設備をさらに良くするためなのかといったところが分かりづらいので、説明していただきたい。</p>   |
| 事務局   | <p>徴収の対象者については、30 万円、36 万円をいただいている方は対象外とするというのが基本的な考え方ではある。しかし、管理料という名目では徴収していないため、「いただいているのはあくまでの土地の使用料であり、管理料は別で徴収する」という選択肢もあるのではないかと議論もあったので、この場でこうしますということは断言できない。</p> <p>30 万円、36 万円を納めている方以外の使用者もすべて永代使用料を納めているのかについては、市に管理が移る前の使用料に関しては分からない。使用料を納めずに使用している人がいないとは言い切れない。</p> <p>赤字の補填のためなのか、設備をさらに良くするためなのかについては、前回、土地の整備に関しては、土地所有者の責任として整備していくものであり、使用者に求める費用とは切り離して考えるべきではないかという議論があった。そのため、全面的な舗装であるとか、新しい建物の建設であるとか、そういったものについては、市の一般財源を充てる。一方、雑草の処理や、樹木の剪定、施設の補修といった、現状を維持していくための維持管理費用として、管理料を充てるというのが基本的な考え方である。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 竹内委員長  | <p>管理料の金額等を決めていく過程で、必ず 30 万円、36 万円の中に 50 年分の管理料相当額が含まれていることに触れることになるため、その人達からさらに管理料を徴収するということは問題になるのではないか。</p>  |
| 藏谷委員   | <p>今後、新たに区画を申し込む方については、30 万円、36 万円プラス管理料を徴収することになるのか。</p>   |
| 事務局    | <p>今後の検討課題ではあるが、管理料の徴収を開始する段階で、申込時にいただく 30 万円、36 万円という使用料を、管理料を含まないものとするため、管理料に相当する金額を引いた金額に減額する。そして、それとは別に、皆さんからいただいている管理料と同額をいただくというのが、最も適切な方法ではないかと考えている。</p> <p>すでに、30 万円、36 万円をいただいている方（約 1,300 人）については、管理が大変ではあるが、申込みから 50 年間は管理料をいただかず、50 年後から徴収を開始するということになる。</p> |
| 田中副委員長 | <p>管理料を請求する方は、墓石簿が前提となるのか。</p>  |
| 事務局    | <p>30 万円、36 万円をいただいている方の使用申込書はすべて残っているので、その方たちを除いた使用者に請求する。</p>   |
| 田中副委員長 | <p>それ以外の方について、確実に使用者（請求者）が特定できているのか。</p>  |
| 事務局    | <p>置手紙により、使用者調査は行ってきたが、約 1,670 の区画については特定ができていない。</p> <p>公平性の観点からも、今後も使用者の調査を行い、判明した時点でさかのぼって支払ってもらうなどの対応をしなければいけないと考えている。</p>  |
| 田中副委員長 | <p>そのための人員は、必要人員の 3 名の中に入っているのか。</p>  |
| 事務局    | <p>そのように考えているが、実際やってみないと、どれだけの労力が必要か分からない部分がある。</p>   |
| 横山委員   | <p>一部不明の方や 30 万円、36 万円を納めている方などを除いて、一律に徴収するということであると、墓地によって管理にかかる費用は違うと思うが、市営墓地全体でかかる費用を全体の使用者数で割って、一律の金額の管理料を徴収するのか。それとも、墓地の性格や、墓地の中でも場所などによって金額に差を付けるのか。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | 現状ではそこまでは決定しておらず、今後の検討課題である。  |
| 藏谷委員  | <p>(計画案の「管理料の徴収について」には) 公平性と無縁化については記載されているが、(歳入と歳出の収支が) 赤字であることについては触れられていない。なぜ記載しないのか。「市営墓地を維持管理するのに、これだけ足らなくて税金を投入しているので、公平性や受益者負担の問題から、使用者に負担していただくざるを得ない」という記載がない。</p>   |
| 事務局   | <p>本来、いただいている使用料はその区画の財産価値に対するものであり、共用部分の維持管理にかかる費用については、使用料に含んでいないものである。しかし、ご提示した資料の歳入・歳出だけ見ると、あたかも徴収した使用料が維持管理費に充てられているように見える。使用料の本来の性格を考えると、共用部分の維持管理費に使用料が充てられているという見方は、正確ではないと考える。実際は、維持管理費には一般財源(税金)が充てられていると考えるのが正確な見方ではないか。</p>       |
| 竹内委員長 | <p>前回も話したが、ランニングコストに人件費が入っていて、この計算方法がよく分からない。管理料を徴収することになると、この人件費が跳ね上がると考えられる。そこまで含めたコストを計算して、管理料の徴収を考えないといけない。</p> <p>先ほどの(徴収対象者の区分などの)話を聞くと、すごく複雑で、想定の人員増ではとても無理なのではないか。</p>  |
| 藏谷委員  | <p>公平性などのこともあるとは思いますが、一般企業では、赤字ということであれば、いかに収益をあげるかということを考える。現状の空き区画を有効利用するため、もっと使用者募集の努力をして、収入を増やすことも必要ではないか。</p>  |
| 事務局   | <p>使用者募集の努力は必要である。ただし、墓地に関しては、その時々需要に応えられなければならない、全部の区画が埋まれば良いということでもない、そのあたりのバランスを考える必要はある。</p> <p>また、永代使用料はあくまでも土地の財産価値を使用するための権利に対するもので、維持管理費用に関しては考慮されていない性格のものである。そして、これまで使用者からは維持管理に要する費用を徴収してこなかったが、今後は徴収させていただきたいというのが基本的な考え方である。</p> |
| 竹内委員長 | <p>「管理にはこんなに費用がかかっている」というものを出した方が良いと思うが、この資料ではなかなか納得していただけないのではないか。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>(確かに使用料と管理料は性格の違うものではあるが)「使用料と管理料は別物だから」と言っても、一般の人がそこまで理解するのは難しいのではないかな。</p> <p>年間 600 万円の赤字だとすると、18,000 区画で割ると、1 区画当たり 300 円ぐらいではないかな。</p>  |
| 事務局   | <p>例えば、前回の資料で提示した、年間 4,800 万円ぐらいの維持管理費の想定から計算すると、年間で 1 区画 2,500 円ぐらいになる。そこに、徴収率がどれくらいになるかということを考える必要がある。</p> <p>参考に、(昨年度から管理料の徴収を始めた)岡崎市の昨年度の徴収率は 99.8%であった。</p>  |
| 横山委員  | <p>岡崎市は 1 区画いくらぐらいなのか。</p>  |
| 事務局   | <p>2 m<sup>2</sup>、4 m<sup>2</sup>、6 m<sup>2</sup>、8 m<sup>2</sup>の 4 種類の区画があり、それぞれ 2,400 円、2,700 円、3,000 円、3,300 円となっている。昨年度の実績は、管理料収入が約 2,740 万円、維持管理費用と人件費合わせて約 7,170 万円で、維持管理費用の約 4 割分に相当する金額の管理料収入となっている。(全区画数は 12,388 区画)</p>         |
| 竹内委員長 | <p>徴収率が高いということは、請求先がきちんと特定できているということか。</p>  |
| 事務局   | <p>岡崎市は墓地に管理事務所があるため、使用者の把握がきちんとできていると考えられる。</p>  |
| 竹内委員長 | <p>昭和 50 年代に作られた墓地ということで、使用開始時からきちんと管理されているのだろう。ただ、管理事務所が設けられているとなると、人件費は大変だと思う。</p> <p>岡崎市の例は、参考にはならないのではないかな。</p>   |
| 事務局   | <p>半田はかなりレアな事例ではないかな。昔は地域で管理され、費用負担ゼロだったものを市が引き継ぎ、その後、ある時点から管理料を徴収するというのは、全国的に見ても事例がないのではないかな。</p>  |
| 竹内委員長 | <p>今回出していただいた修正素案の中に、少し矛盾があるのではないかなとの指摘があったが、方向性としては概ね問題ないと思う。</p> <p>乙川一色墓地の整備方針については、場所的に駐車場を作るのは難しいので、市が交渉して、パチンコ店の駐車場を利用させてもらうことはできないか。さらに、乙川から近いので、もう少し墓地を整備することはできないか。一つの案として検討していただければと思う。</p> <p>北谷墓地については、現在の計画案で集合墓の候補場所になってい</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>るところを駐車場にできないか。集合墓の場所については、また検討すれば良いと思うが、北部墓地の一番高いところ（円形の広場となっているところ）が景観的にも一番適しているのではないかと。また、駐車場にある慰霊碑を他の場所に移設はできないか。</p> <p>成岩墓地については、区画をすべて返還してもらって、他の墓地に移ってもらい、任坊山公園と一体で整備するというのも一つの案かと思うが、きちんと整備すれば、立地的には必ず需要があると思う。</p> <p>以上のことを盛り込むことも事務局に検討いただいて、管理料については徴収するという方向で、計画案として良いか。</p> |
| 横山委員  | <p>管理料の徴収については、すう勢でやむを得ないと思う。</p> <p>合葬墓を作るのは賛成であるが、立地については、見晴らしがよく自然のある北部墓地の方がニーズもあると考えられ、適していると思う。また、北谷墓地の合葬墓の候補地に駐車場ができるのであれば、一石二鳥ではないか。</p>   |
| 事務局   | <p>計画案の「10年以内に、北谷墓地に合葬墓を設置する。」という記載を、「北部墓地に設置する」とするのか、設置することは決定だが、場所については検討するというような表現に改めた方が良いかのか、どちらが良いか。</p>   |
| 竹内委員長 | <p>（合葬墓を設置すれば）駐車場が必要となるが、北谷墓地に駐車場を整備するのは難しい。北部墓地には十分な駐車場がある。</p>  |
| 角谷委員  | <p>北部墓地の展望台の場所が良いのではないかとと思う。</p>  |
| 竹内委員長 | <p>規模などは今後考えてもらうこととして、方向性としては「北部墓地に設置する」としてもらえば良いと思う。</p>   |
| 山本委員  | <p>合葬墓については、市内で1か所ということが前提か。</p>  |
| 事務局   | <p>まずは、場所が確保できる墓地に設置し、その後は（市営墓地使用者や市民の）要望なども聞きながら、設置の必要性や場所を検討していくことになると考えている。</p>  |
| 山本委員  | <p>北部墓地であれば、南西部の方は行くのに時間がかかる。</p>   |
| 竹内委員長 | <p>次の設置場所は、黒石墓地が考えられる。黒石墓地には今も供養塔があり、これをうまく利用することができないか。黒石墓地に設置できれば、（北部と南部）2か所に分散して設置できる。</p>   |
| 山本委員  | <p>身内が合葬墓に入ればお参りに行くと思うが、南西部の人が北部墓</p>   |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>地まで行くのは大変であるし、北部の人が黒石墓地に行くのも大変だと思う。</p> <p>横山委員 合葬墓をどういう形式にするのかは、今後検討していただくとして、場所的には、まずは北部墓地に設置するのが良いのではないかと。</p> <p>竹内委員長 どれくらいの規模のものを作るのか、また、予算的なこともあると思うが、できれば市の北部と南部に設置できると良い。<br/>計画には、まずは北部墓地に設置することとし、次に黒石墓地ということで、記載したい。</p> <p>横山委員 方向性はまとまったと思うが、これからパブリックコメントまでの流れはどうなるのか。</p> <p>竹内委員長 本日は、委員会としての要望は出したので、事務局で修正していただく。パブリックコメントのスケジュールについては、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>【その他】(1)パブリックコメントのスケジュールについて</p> |  |
| <p>事務局</p>                          | <p>本日いただいた意見を基に計画案を修正し、11月の第2週、13日までには皆さんに修正したものを送付し、確認をしていただいたうえで、パブリックコメントにかける。</p> <p>(パブリックコメントのスケジュールについて、次第の「2. その他(1)パブリックコメントのスケジュールについて」に沿って説明。)</p>  |
| <p>横山委員</p>                         | <p>パブリックコメントにかける資料はどれか。</p>  |
| <p>事務局</p>                          | <p>本日資料として添付した計画(案)の概要と計画(案)の本編、及びアンケート結果である。</p> <p>委員会としては、徴収対象や金額などの詳細については今後市で検討するが、「管理料を徴収する」という方向性で結論をいただいた。ただし、本日の議論の中で、管理料の徴収に向けては、法的な面などで整理しないといけない課題もあるとの意見もあり、このまま徴収に突き進むという訳にはいかないということも感じた。</p>   |
| <p>竹内委員長</p>                        | <p>現在、実際の使用者が把握できていない区画が1,600程あるので、まずは、その数を少なくしなければいけない。課の人員的に厳しいとは思いますが、集落ごとに区画が集まっているところは、周辺の使用者に、誰がその区画を使用しているかを聞き取りするなどできれば良いのではないかと。</p>  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 横山委員                            | パブリックコメント後に意見公表がされて、管理料の徴収は令和3年度から開始となるのか。   |
| 事務局                             | 条例改正を含め、準備が必要となるため、予定としては早くても令和6年度からの徴収開始になると考えている。  |
| 横山委員                            | パブリックコメントを経て計画が確定した後に、具体的に金額をどうするかというような検討が開始され、そこからはこの委員会の手から離れるということか。   |
| 事務局                             | そのとおり。この委員会は、基本方針を定める計画を策定することが目的であり、詳細な制度設計までは所掌事務ではない。   |
| 竹内委員長                           | 条例をしっかりと作ることが必要。   |
| 事務局                             | 滞納年数による無縁改葬の条件といったものも、条例に謳っておく必要があると考えている。   |
| 竹内委員長                           | 今でも、改葬自体はできるので、やってもらえば良いと思う。   |
| 田中副委員長                          | 改葬の手続きはできると思うが、実際に墓石を撤去となるとハードルが高い。調査していれば使用していることが分かったが、調査を怠ったまま撤去を行うことは権利の濫用に当たるという事例もある。定期的に調査をしておくなど、管理義務を果たすことが重要である。 |
| 【その他】(2)第4回策定委員会の開催日程について       |  |
| (令和3年2月4日(木)午後2時30分から開催することに決定) |  |
| (終了)                            |  |